

琉球大学学術リポジトリ

高大連携事業の意義と課題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学大学教育センター 公開日: 2018-07-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 背戸, 博史, Seto, Hirofumi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/41705

高大連携事業の意義と課題

背戸博史（生涯学習教育研究センター）

1. 背景

我が国において、いわゆる高大連携事業と呼称される取り組みが本格化したのは、平成11年12月の中央教育審議会（以下、中教審）答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」以降のことである。前年になされた諮問の具体的審議事項は以下の通りであった。

- 1) 高等学校及び大学の役割分担の明確化と両者の教育の連携について
- 2) 高等学校と大学の接続を重視した大学入学者選抜の改善について
- 3) その他関連する施策について

これに対し中教審では、国民の幅広い進学希望により大学等への進学率が更に高まること、しかし、少子化の影響等により全体としては受験競争が緩和されること、初等中等教育と高等教育のそれぞれにおいても改革が進んでいること等を踏まえ、初等中等教育と高等教育の役割分担を明確にし、両者を見通した教育の在り方に検討を加え、上記答申を出したのである。

ところで、第二次世界大戦後になされた我が国の教育改革は、いわゆる6・3・3制に象徴されるものであった。1947（昭和22）年制定の「学校教育法」によって規定された6年制小学校、3年制中学校、3年制高等学校と続く単線型学校制度の樹立がそれである。

旧来の制度は国民学校初等科の6年間のみ

が共通で、その後のコースは複雑に分岐していた。「青年教育コース」は国民学校高等科や実業学校に通うケースで、多くの子どもや青年がこのコースを選択したが、大学には接続し得ないものであった。「中等教育コース」は中学校や高等女学校に通う一部の恵まれた家庭の子女が選択した。中学校を経て専門学校に進む者や中学校から高等学校を経て大学へと進学する「高等教育コース」もあったが、「青年教育コース」との横の連絡はなく、且つ、男子に限られるというものであった。アメリカ教育使節団によって「大衆と少数の特権階級とに別々の教育を施した19世紀の型」と酷評された複線型学校制度がこれである。

戦後、同使節団の勧告と教育刷新委員会の建議による「学校教育法」の制定は、その改革方針として、①教育の機会均等②普通教育の普及向上と男女差別の撤廃③学制の単純化（単線化）④大学の大衆化を謳った（「学校教育法提案理由」）。それらすべての方針を具体化する6・3・3制は、以後、新制教育制度の象徴ともなって広く国民に定着し、現在に至っているのである。

このような制度理念の確立とその現実化の帰趨として、高大連携事業の取り組みは1999年以降本格化した。いわば高大連携事業の背景には、単線型学校制度の恩恵によってほぼ完全に普及した後期中等教育（高等学校）と、それ故に大衆化されることとなった大学が、

改めて自身の在り方を問い、それぞれの接続問題に逢着したといえるのである。

2. 高大連携事業の意義と取り組み

高大連携事業を定義するならば、それは「高等学校と大学とが、それぞれの教育活動に対する相互理解を深め、相互の教育の実をあげるために行う、両者の様々な協働的取り組み」とすることができる（住岡英毅「高大連携」、『生涯学習研究 e 辞典』、<http://ejiten.javea.or.jp/>）。このようなコンセプトが生まれる背景は上述の通りであり、単線型学校制度の確立が逆説的に要求した諸問題の解決がそれであった。

とはいえ、従来も、高等学校と大学との接続をめぐる議論は交わされていた。ただしそれは、高等学校側からいえば進路指導の問題、大学側からいえば入学者選抜の問題というものであり、それぞれの教育機関が担うべき役割を十全に果たすために生じた課題の克服に向けた手続き的な議論であったといえよう。

これに対し、高大連携事業はさらなる踏み込みを見せている。橋本政権以降、加速度的に進む自由化の波の中で、高等学校及び大学は学校運営に係る大きな権限委譲に直面し、それぞれが、個性化、多様化の様相を呈するようになった。すなわち、高等学校から見て大学は大きく変化したのであり、従来から集積された進路指導の在り方では対応が困難になったこと、大学側から見ても同様に、変化する高等学校の在り方に対し、旧来的な学力や進路希望とは異なる学生の受け入れを

余儀なくされたという事態が生じているのである。高大連携を謳い、それぞれが、それぞれの在り方を理解し、後期中等教育及び高等教育の課題を協働して担う必要はこうして生じたのであり、高大連携事業の意義は、まさにここにある。

このような意義を有し緒に着いた高大連携事業は、全国で、おおよそ以下のような具体的取り組みとして展開されている（前掲：中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」より）。

1) 高等教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒が大学レベルの教育を履修する機会の拡大方策

高等学校による後期中等教育の多様化に鑑み、特定の分野における高い能力や興味を持つ高校生への対応であり、具体的には以下のような取り組みがある。

○科目等履修生としての高校生の受け入れ
(単位認定は大学側または高等学校側)

○高校生向け公開講座の実施やSCSなどによる通信教育、公開授業などの実施

2) 大学がその求める学生像や教育内容等の情報を的確に周知するための方策

大学側のアドミッション・ポリシーの明確化や、それを伝達するためのさまざまな工夫に関する取り組みであり、具体的には以下のようなものがある。

○大学広報誌やホームページの充実

○オープンキャンパスによる大学紹介、施設案内、模擬授業など

3) 高等学校における生徒の能力・適性・意

欲・関心等に応じた進路指導や学習指導の充実

主に高等学校側の努力となる事項であり、就職か／進学か、というような硬直した進路指導ではなく、生涯学習社会における多様な輻輳的な進路指導をする試みや教育課程の編成を指す。

○大学への体験入学や企業での職場体験の機会の充実

○国内外のボランティア活動や国際交流体験の機会の充実

○大学が示すアドミッション・ポリシーに応じた教育課程の編成

4) 入学者の履修歴等の多様化に対応して大学教育への円滑な導入を図る工夫

主に大学側の努力となる事項であり、高等学校の多様化した現状を把握し、その対応のための努力をなすこと。具体的には以下のような取り組みがある。

○アドミッション・ポリシーに照らした入試科目のより意図的な設置

○高等学校側の協力を得た、補習授業の取り組み

○科目履修や卒業後の進路選択の指導に資するチューター制やオフィス・アワーの設置

5) 高等学校関係者と大学関係者の相互理解の促進

初等中等教育及び高等教育における改革が進行すればするほど、共通理解が困難になることを受けて、双方の連携を図る必要が増してくる。いわば、高大連携事業の必要性が説

かれる総括的な指摘であり、具体的な取り組みとしては、下記のようなものがある。

○都道府県単位での高等学校と大学の「連携協議会」の設置

○大学側が高校に出向いての講義や学問の紹介

○高等学校教員が大学生に対し行う補習授業

3. 本プロジェクトの取り組みと残された課題

以上に見たように、高大連携事業とは、高等学校と大学、或いは、初等中等教育と高等教育の相互理解と連携協力をなすための取り組みであり、本学においても、平成15年3月に「高大連携事業に関する協定」を締結し、以後、高大連携に資する事業に取り組んでいる。

本プロジェクト「高大連携推進のための公開授業開発プロジェクト」もまた高大連携事業に係る本学の取り組みの一環であり、平成17年度には高等学校の校長等を対象にした「琉球大学の高大連携に関する高校調査」を、平成18年度には高校生そのものを対象とした「高校生を対象とした講義に関するニーズ調査」を実施した次第である。

調査の結果については、別項を参照いただくとして、最後に、本学が取り組むべき残された課題について言及しておきたい。

上述してきたように、高大連携事業は、高等学校と大学、或いは、初等中等教育と高等教育の相互理解と連携協力をなすための取り組みであり、本来、その取り組みは多岐に亘

るものである。本学の場合、高校生向け公開講座（①正規の授業の高校生への公開、②高校生のための講座開設、③それを高校に出向いて実施する出前講義の実施）やオープンキャンパス等を中心とした取り組みとして展開しているのが実情である。

直接的な学習機会の提供は極めて重要なことで、高大連携事業の中核をなす事業であり、そのための基盤整備として今般のような調査研究をなすことは緊要である。しかしながら、現行の学校教育制度に立ち返るならば、後期中等教育には後期中等教育のなすべき課題があり、そのためのプロとして、高等学校の教諭がいる。同様に、高等教育には高等教育の課題があり、そのための取り組みとして、カリキュラム改編等をはじめとする様々な工夫がある。

その接続を検討するのであれば、管理者レベルにおける事業提供を検討する推進協議会のもとより、教員同士の相互理解と、協働体制の整備は、目下最大の課題であるといわざるを得まい。本プロジェクトに続く取り組みの向かうべき先は、実務者レベルの協働を可能とする体制づくりにあると指摘し得るのである。